

鹿児島県核燃料税の新設（更新）について

1. 鹿児島県核燃料税新設（更新）の理由

本県では昭和58年6月から法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力安全対策や環境保全対策、民生安定対策、産業振興対策の諸施策を積極的に推進し、これらの財政需要の財源の一部として充当してきたところです。

現行の核燃料税条例は、平成30年5月31日をもって課税期間が終了することとなりますが、依然として税収を大幅に上回る財政需要が生じております。

こうしたことから、当県としましては、今後発生する多額の財政需要を賄うための財源措置として、核燃料税条例の適用期間を5年間延長するとともに、引き続き税率は17%相当としつつ、現行よりも安定的かつ平準的に税収を確保するために、発電用原子炉の熱出力に応じて課税する出力割を現行の5%相当から8.5%相当へ引き上げ、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税する価額割を現行の12%から8.5%とするものであります。

2. 鹿児島県核燃料税の概要

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：48,450円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,026百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.2百万円
課税を行う期間	5年間（平成30年6月1日～平成35年5月31日）

3. 同意要件との関係

鹿児島県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

核燃料に対する税としては、薩摩川内市使用済核燃料税があるが、今回更新を予定している鹿児島県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、薩摩川内市使用済核燃料税は「貯蔵されている使用済核燃料の数量」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、鹿児島県核燃料税と課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）鹿児島県核燃料税と薩摩川内市使用済核燃料税、電源開発促進税の比較

項目	鹿児島県核燃料税	薩摩川内市使用済核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	使用済核燃料の貯蔵	販売電気
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	販売電気の電力量
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：48,450円／千kW／課税期間(3か月)	250,000／体	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力は、年間売上高1兆6,967億円（平成28年度決算ベース）の企業であり、本件条例による負担は約21億円／年（課税期間5か年の平均）であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり6.32円／月と見込まれ、今回の変更によっても、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

税率については、現行の17%を維持しつつ、8.5%と8.5%の比率に変更するもの。17%は同様の税を導入している他団体（9団体）と同様の税率である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

鹿児島県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。鹿児島県核燃料税は、鹿児島県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している鹿児島県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。